

## 質問内容

Q

## 理事会に欠席した理事の責任について

現理事で、理事会に出席するつもりだったが、急に出張等の都合で出席出来ず、また書面議決書も提出しなかった場合、理事会の決定事項については賛成したものとみなされるか、あるいは全然無関係とみなされるか。もし賛成したものとみなされるならば、反対の意思表示をしない限り出席しようが、欠席しようが同様であるとの解釈になるのではないか。

## 回答内容

A

理事会に欠席した者は、決定事項について賛成したものとみなされず、したがって、その決定の段階までは責任はない。しかし、理事は、組合の業務について、監視の義務があり、理事会が開催されたこと、また当該決定がなされたことを知っていたながら、決定から執行までの段階で、これを止むべき何らの措置をとらなかったときは、理事としての一般的任務懈怠の責任は免れ得ない。

Coffee  
break

内容は本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひご一読ください!

## Vol.10

連携支援部 主事 鈴木 裕人

連携支援部の鈴木です。今年度の第2号で話にあがっていましたが、私が二人目の鈴木、鈴木裕人(ひろと)と申します。お電話で「鈴木さんいる?」と言われると違う鈴木が出る可能性がございますのであらかじめご了承下さい。

折角の機会なので故郷である長井市のPRをしたいと思います。魅力が山ほどあり、何からお伝えしたいものか悩みますが、最近行ってきた長井ダムについてご紹介します。

長井ダムは長井の市街地から西へ、山を少し上った所にあります。県内はもとより東北でも屈指の規模を誇り、そのダムによりできた湖「ながい百秋湖」は美しい景観を楽しむことができます。ちょっと時期が過ぎてしまいましたが、個人的に紅葉の季節は特にオススメで、所々から露出した断崖、色とりどりが織りなす幻想的な雰囲気、何とも言い難いものです。ボートツーリングによる「絶景・三淵溪谷通り抜



け参拝」も運航されており、絶景をより間近で見ることができます。今年は県内初の水陸両用バスや、遊覧船の試験運航もされていましたね。

この記事をご覧の皆さん、是非足を運んでみてください。ちなみに掲載している写真は行ったときに撮ったものですが、ちょっと時期が早かったです。